

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 6 年 8 月 26 日

新潟市長 中原 八一

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 清水フードセンター中山店

所在地 新潟市東区中山 6 丁目 3 番 17 号

設置者 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美

## 2 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分
(株) マツキヨココカラ & カンパニー		
風間 (株)		
加藤 富子		
(株) みかづき		

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前 8 時 00 分	午後 10 時 00 分
(株) マツキヨココカラ & カンパニー		
風間 (株)		
加藤 富子		
(株) みかづき		

② 来客が駐車場を使用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No. (配置図上のNo.)	使用することができる時間帯
1	午前 8 時 30 分 ~ 午後 10 時 00 分

(変更後)

駐車場No. (配置図上のNo.)	使用することができる時間帯
1	<u>午前 7 時 30 分</u> ~ 午後 10 時 00 分

3 変更する年月日

令和 6 年 8 月 10 日

4 変更する理由

店舗の運営計画が一部変更になるため。

5 届出年月日

令和 6 年 8 月 9 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市東区役所地域課

7 縦覧期間

令和 6 年 8 月 26 日から令和 6 年 12 月 26 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

新潟市経済部商業振興課

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp